

令和3年8月1日から

認定要件と食費・居住費（滞在費）

利用者 負担段階	対象となる収入状況【※1】		預貯金額等の 資産要件	居住費(滞在費) 《1日あたり》				食費 《1日あたり》 【】はショート ステイ利用	
				ユニット型	ユニット型	従来型個室			多床室
				個室	個室的多床室	特養等	老健療養等		
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者		《単身》 1,000万円以下 《夫婦》 2,000万円以下	820円	490円	320円	490円		300円 【300円】
第2段階	住 世 帯 全 員 が 住 民 税 非 課 税	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が80万円以下	《単身》 650万円以下 《夫婦》 1,650万円以下	820円	490円	420円	490円	370円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額＋ 年金収入額が80万円超、 120万円以下	《単身》 550万円以下 《夫婦》 1,550万円以下	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円 【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額＋ 年金収入額が120万円超	《単身》 500万円以下 《夫婦》 1,500万円以下	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	1,360円 【1,300円】

※「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…遺族年金等の非課税年金を含む。

※課税世帯の場合でも、特例として一定の要件（◆）をすべて満たす方は、居住費・食費の軽減を受けられる場合があります。

（◆）介護保険施設に入所し、基準費用額の食費・居住費を負担している世帯の現金・預貯金等の額が450万円以下であること、日常生活のために必要な資産以外に固定資産を所有していないことなど。（別途申請が必要です）

※手続きの際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）が必要です。

※詳細は、高齢者支援課までお問い合わせください。